

我が国の公共工事における甲乙協議および 契約紛争解決プロセスに関する研究

高知工科大学 五艘隆志^{*1}
濱田成一^{*2}
草柳俊二^{*3}

By Takashi GOSO, Seiichi HAMADA and Shunji KUSAYANAGI

現在の建設工事紛争審査会には、公共工事の紛争解決という観点から、中立性、委員の構成や専門性といった点で課題が見られる。公共工事における仲裁制度の充実のために、紛争審査会を発注者組織から切り離し中立性を確保すること、仲裁人の能力向上策としての教育プログラムの構築が必要であると考えられる。仲裁制度が機能することによりその前段階の甲乙協議も仲裁を意識することになり、協議基盤となる契約条件の明確化や契約に従った業務遂行が実現することとなる。また、協議基盤の明確化のためには、施工計画書・工程表・工事費内訳書の提出を求め、これらを契約条件として位置づけることも必要となる。これらの施策の実施により、建設産業の片務性や透明性といった問題が解決に向けて動き出すことが期待できると考えられる。

【キーワード】：甲乙協議、契約紛争解決プロセス、仲裁、建設工事紛争審査会、協議基盤

1. 建設産業の片務性と不透明性

(1)建設産業における片務性の存在

我が国の公共工事に関わる建設企業の職員が、発注機関との関係における自らの立場を「請け負け」とある種自嘲的に称することがしばしば見られる。発注機関と建設企業は契約的に対等な立場であるはずだが、現実には受発注者間で発生しているサービス業務や設計変更問題等、さまざまな片務的状況を総称し、「請負」を振って「請け負け」と称している。

近年は、建設投資の減少に伴う競争激化を背景に、「発注者が強気になりサービス業務の要求が増えるのではないか」と「請け負け」体質の助長を懸念する意見、あるいは「請け負け」体質は限界であると感じている建設企業の技術者が7割を占めている、といったような報告¹⁾もみられ、建設産業において片務性問題の解決は大きな課題となっている。

こういった背景もあり、例えば国土交通省の各地方整備局等は2008年に「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」を打ち出しており、その中で近畿地方整備局²⁾は建設工事請負契約書を引用の上、「工事の請負契約は、請負者の『請け負け契約』ではない。【発注者と請負者の立場は対等である】という相互認識が必要」とのコメントを付し、片務性問題の解決に対する強い意思を示している。ただ、こういったコメントを付す必要があったということは、片務性の問題が根強く残っていることを示しているものとも受け取れる。

(2) 建設産業の不透明性と一体の関係にある片務性

片務性の解消のために求められることは、産業の種類を問わず契約条件の明確化と契約に従った業務遂行である。我が国の建設産業の場合は、片務性の原因として「構造的な問題として、発注者と受注者の間に曖昧な責任関係による片務性が存在してい

*1 システム工学群建築・都市デザイン系 0887-57-2500 講師 博士（工学）

*2 大学院基盤工学専攻 博士課程

*3 社会システム工学教室 教授 博士（工学）

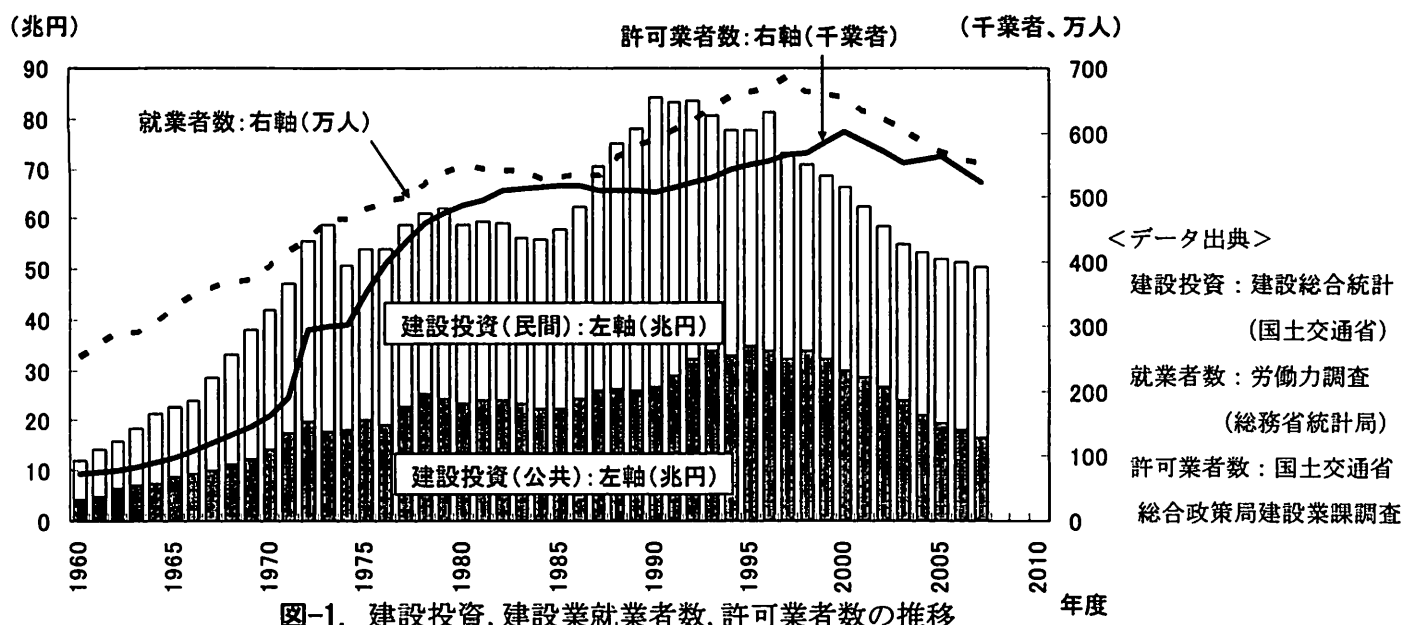


図-1. 建設投資, 建設業就業者数, 許可業者数の推移

る」³⁾ という指摘がなされている。

この指摘に対し、先に述べた国土交通省の各地方整備局による「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」²⁾では書面主義の徹底や、発注者に対しては現場条件の明示を、請負者に対しては発注者との協議の上で工事を進めることを求めている。逆にいえば、現状ではこれらが必ずしも徹底されていないということであろう。

受発注者間で相互の業務範囲、責任、権限といった項目をあいまいにしつつ業務を遂行する方式は、ある意味では業務遂行において融通が利くこととなり、発注者側に十分な資金がある場合は生産性の観点から見ても優れたものであるといえる。この形が我が国の急速な社会基盤整備に寄与してきたとも考えられる。

しかしながら、受発注者間で相互の業務範囲、責任、権限といった項目をあいまいにしつつ業務を遂行するということは、プロジェクトの当事者である受発注者間においてすら透明性が確保されていないことを示すものである。つまり、現在問題となっている片務性の問題は、建設産業の不透明性と一体の関係にあると考えられる。この状態で国民に対する透明性確保や説明責任を全うすることは極めて難しいものと考えられる。

(3) 片務的な産業構造の限界

図-1. は我が国の建設投資, 建設業就業者数, 許可業者数の推移を示したものである。1990年代初頭までは建設投資, 就業者数, 許可業者数がいずれも

増加を続け、最大で約88兆円, 685万人, 60万社に達した。この時期までは発注機関に資金的な余裕があり、説明責任も現在ほど強くは求められていなかったと考えられる。こういった状況のもとで、建設企業は発注機関の要求に対して行うサービス業務や追加工事等に対して相応の資金を得ることができていたものと推測される。そして、こういった状況が建設産業への人や企業の新規参入を促していたとも考えられる。

この時点において、「曖昧な責任関係による片務性」は大きな問題とはならず、むしろ業務の効率的遂行に寄与してきた側面もあったと考えられる。つまり当時においては、建設企業職員は表向きには「請け負け」と自嘲しつつも、最終的には概ね満足できる結果を公共工事から得ていたのではないだろうか。同時に、この仕組みは発注者の技術力を補うことにも寄与していたとも考えられる。

しかしながら1990年代中盤以降の建設投資の減少に伴い、2000年以降は建設企業の淘汰が進行している。2007年度3月現在の建設投資, 就業者数, 許可業者数は約50兆円, 552万人, 52万社（2008年3月末には約51万社）まで減少した。許可業者数と就業者数は「建設冬の時代」といわれた1985年よりやや多い程度であるが、建設投資は当時より15%程度低くなっており、建設企業はこれまでにない厳しい状況に置かれていることがわかる。

さらに、これまでは入札談合等の反社会的行為や天下りした発注者OBによる営業活動等も含めた

“様々な手段”によって片務性に対する見返りを得ることができていたとしても、今後そういったことは許されなくなってきた。

こういった市場環境の変化から、「曖昧な責任関係による片務性」の存在は、建設企業側にとって都合が悪くなったことが想像できる。例えば、我が国の公共工事における契約変更や追加工事の処理について2007年11月から2008年1月にかけて実施したアンケート⁴⁾からは、下記のような結果が得られている。

- 大半の工事で契約条件変更・追加工事が発生している
- 80%以上のプロジェクトにおいて追加費用を請求したと回答した建設企業職員は64%、追加費用請求を受けたと回答した発注機関職員は33%であり、30ポイント以上の差が生じている。この理由としては、我が国の追加費用精算はコントラクター側からの請求の有無に関わらず発注者が自ら追加・変更を行うことを前提とした「設計変更」の枠組みで処理されていることのほか、後述の納得度の差を考慮するとコントラクター側の追加費用請求を発注者側が認めないといった状況が発生していることも考えられる
- 工期延伸・追加費用請求の枠組みは発注者主導で成されている
- 追加費用の決定方法につき、建設企業職員の多くは、「発注者側の案に従わされた」という認識を持っている
- 工期延伸・追加費用請求に対する納得度の質問に対し、80%以上のプロジェクトで納得したと答えたのは建設企業職員の18%、発注機関職員の71%と大きな認識の差がみられる
- 建設企業職員は今後の設計変更に対してはさらに厳しい見通しを持っている

このように、建設企業職員は契約条件変更・追加工事の処理に対して厳しい現状を訴えている。「請け負け」に象徴される片務的状况は、それに見合う資金が提供されない限り建設企業の経営問題と直結することから、これを解消すべく業界団体等も活発に発言⁵⁾するようになってきている。

一方、発注者側も社会基盤の品質問題等の発生を受け、入札・契約制度の改革に取り組むとともに、先

に述べたような契約条件の明確化や契約に従った業務遂行といった方針を打ち出すようになった。

こうして、現在では受発注者共に「曖昧な責任関係による片務性」が残る形での業務遂行は難しいことを認識しているものと考えられる。この問題を解決するための施策である“契約条件の明確化”や“契約に従った業務遂行”は、受発注者間における透明性の確保と同時に、国民に対する透明性確保を実現するものと考えられる。問題は、具体的に現場の職員がどのように行動するかということと、その行動を支える基盤である。基盤とは、契約書や受発注者間の協議プロセス、および紛争解決プロセスである。

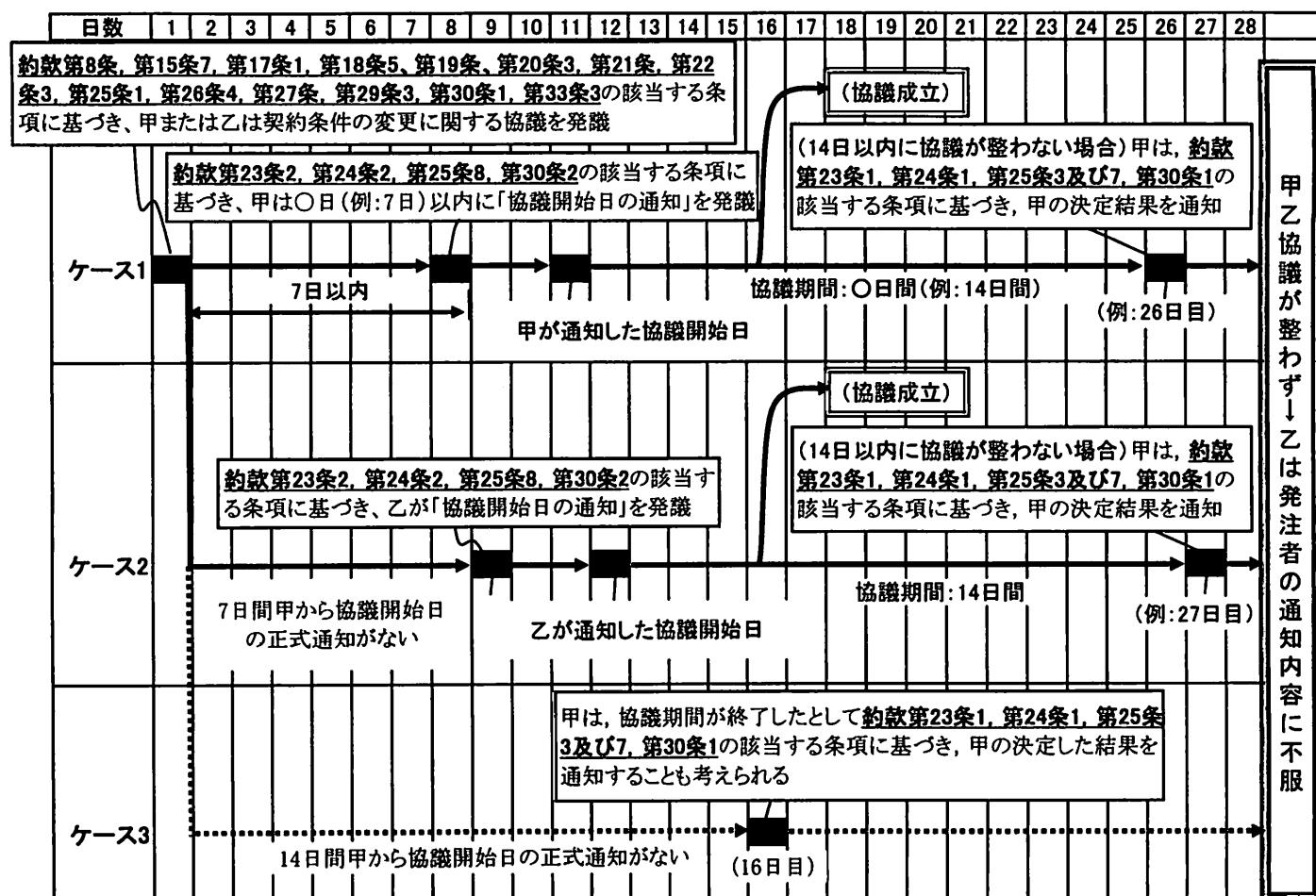
本研究では、公共工事標準請負契約約款において述べられている受発注者間の協議プロセス、および紛争解決プロセスについて整理した。また、紛争審査機関である中央・都道府県建設工事紛争審査会の現状についても調査を行った。本研究はこれらの結果に基づき、片務性の解消および、国民に対する透明性確保といった観点から必要となる施策を提案するものである。

2. 公共工事標準請負契約約款に規定されている 甲乙協議と紛争解決のプロセス

(1) 公共工事標準請負契約約款における片務的要素

公共工事標準請負契約約款における甲乙協議と紛争解決プロセスの整理を行う前に、この約款そのものが抱える問題について整理をしておきたい。公共工事標準請負契約約款は、その制定の意図が片務性を無くすことを主眼としていたこともあり、条文中に片務的な要素は見当たらない。ただ、我が国の建設産業における片務性の問題は「曖昧な責任関係による片務性」であることを考えると、公共工事標準請負契約約款は“信義則”の適用範囲を極めて広く設定する形で構成されている⁴⁾ことは留意すべき点である。

民法の解説書^{6) 7)}から判断すると、契約書に書かれていない事項、および契約書で「甲乙協議して定める」とされている事項が信義則の適用範囲であると考えられる。公共工事標準請負契約約款で「甲乙協議して定める」と記されている条項を国際建設プロジェクトにおいて一般的に用いられる FIDIC 約款の



注) 日数計算の考え方: 民法第140条、141条より翌日から数え、末日の終了を持って期間満了

図-2. 公共工事標準請負契約約款に示されている甲乙協議のプロセス

該当条項と比較すると、同約款には具体的な問題解決の手續がしっかりと記載されている⁸⁾。また、我が国の公共工事標準請負契約約款では工事費内訳書と工程表についても契約的な拘束力を持たせていない。このように、信義則の適用範囲が広いということは、「曖昧な責任関係による片務性」が入り込む余地が多くなると解釈できるとも考えられる。

(2) 約款に規定されている甲乙協議プロセス

図-2. は公共工事標準請負契約約款に記述されている契約条件の変更に関わる甲乙協議のプロセスを整理したものである。

表-1. は契約条件の変更に関連して、「甲は、……費用を負担しなければならない」あるいは「甲または乙は……を請求することができる」といった記述されている条項である。これらの該当する条項に基づき、契約条件の変更に係る協議が発議されることとなる。ここで、ケース1は甲（発注者側）が協議開始日を決定・通知するケース、ケース2は発注者側が規定日数の間（例えば7日間）に協議

表-1. 契約条件変更による請求に関する条項

第8条	特許権等の使用に要した費用
第15条7	支給材料及び貸与品の変更に伴う費用
第17条1	甲の責による設計図書不適合の場合の改造及び破壊検査等に必要な費用
第18条5	設計図書と現場の不一致、誤謬、不明確などによる設計図書の訂正又は変更に伴う工期延伸、費用
第19条	甲による設計図書の変更に伴う工期延伸、費用
第20条3	工事用地等の確保ができない、天災、暴動などによる工事一時中止に伴う工期延伸、費用
第21条	乙の責に帰することができない事由による工期延伸
第22条3	甲の請求による工期短縮に伴う費用
第25条1	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
第26条4	災害防止等の臨機の措置に要する費用
第27条	引渡し前に生じた損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたもの
第29条3	天災等、甲乙双方の責に帰することができない損害による費用
第30条1	請負代金額の変更に代える設計図書の変更
第33条3	甲による部分使用による損害

開始日の通知を行わなかった場合に乙（請負者側）が協議開始日を決定・通知するケースである。

なお、点線で示したケース3は、甲乙ともに協議開始日を決定・通知しなかった場合に想定しうる事態として設定したものである。このケースは、甲が協議の発議日をもって協議開始日であると解釈し、そ

公共工事標準請負契約約款

FIDIC契約約款

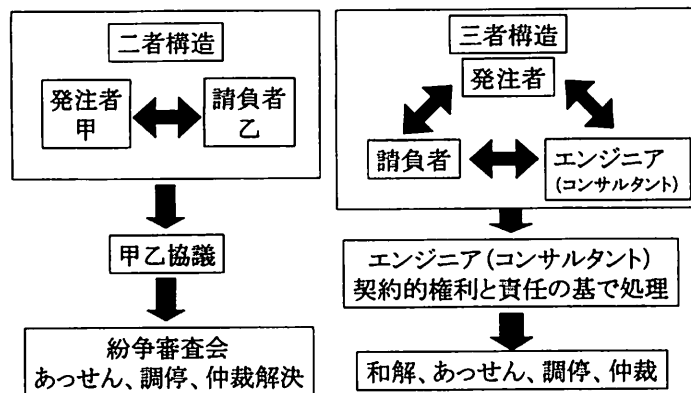


図-3. 紛争解決における公共工事標準請負契約約款及びFIDIC 契約約款の内容比較

の後実質的な協議がなされないままに甲が決定の通知を行うというケースで、実際に発生する可能性はほとんどないとも考えられる。しかしながら全く有り得ない事態とも言い難いと考え、特に請負者側が注意すべき事態として記述した。発注者側が規定日数の間（例えば7日間）に協議開始日の通知を行わなかった場合には請負者側は速やかに協議開始日を決定・通知し、ケース2へ移す必要がある。

これらのプロセスを見ると、協議期間内に合意に達しなかった場合は、最終的に発注者が協議内容について自らの判断に基づき決定し、通知することとなっている。この点は図-3.に示したような中立的な立場にあるエンジニアが裁定を行うFIDIC約款における協議プロセスとは異なっており、片務的な要素であるとも受け取れる。

しかしながら、発注者と請負者の二者構造でのプロジェクト執行を前提とする我が国の契約約款においては、協議期間を無限に引き延ばすこともできないこともあって発注者が決定する形での協議終了が約款に組み込まれたものと考えられる。いずれにせよ、国際、国内のどちらのシステムにおいても、請負者側が決定結果に不服である場合は、第三者機関による和解、あつせん・調停、仲裁といった紛争解決の段階へ移行することとなる。

(3)約款に規定されている紛争解決プロセス

図-3.の左下に示した公共工事標準請負契約約款における紛争解決のプロセスは、第52条（あつせん又は調停）および第53条（仲裁）に示されている。図-4.はこの内容を整理したものである。約款第52条には（A）調停人をあらかじめ選任するケース、

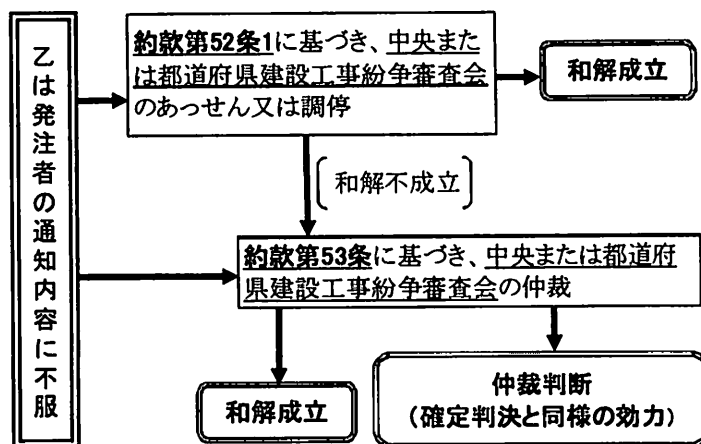


図-4. 公共工事標準請負契約約款に規定されている紛争解決プロセス

（B）調停人をあらかじめ選任しないケース、の2ケースが示されている。（A）のケースではまず契約書に記載された調停人のあつせん又は調停により紛争解決を図る。当該調停人があつせん又は調停を打ち切った場合、図-4.に示したプロセスで紛争解決を図ることとなる。（B）のケースでは最初から図-4.に示したプロセスで紛争解決を図る。

また、仲裁判断は確定判決と同様の法的な拘束力をもつものであり、上訴の仕組みはない。言わば一審制である。

3. 甲乙協議プロセスの現状と課題

公共工事標準請負契約約款では前章に述べたような形で甲乙協議と紛争解決のプロセスが規定されているが、現状をみると、運用上、これらの仕組みが十分に機能するためには様々な課題があると考えられる。

(1) 甲乙協議プロセスの現状

ここで詳細を述べることは控えるが、複数のプロジェクトにおいて下記のような状況が発生している。

- ① 発注者側の事情による用地取得の遅延や工法変更の指示などといった条件変更に伴い、請負者側では工期延長や追加費用の必要性が発生した
- ② 請負者側は協議申し入れを書面にて依頼するが、具体的な協議がなされないまま工事が進行した
- ③ あるプロジェクト（以降、プロジェクトAと称する）においては、請負者側担当者が発注

者側担当者に対して追加費用請求の協議申し入れに対する回答を書面で行うよう要求したところ、発注者側担当者は書面での回答を認めず、契約約款第 1 条 5（書面主義）は請負者側のみに課されることであり、発注者が請負者に書面で回答する必要はない旨の認識を示し、協議の進展がみられない

- ④ 別のプロジェクト（以降、プロジェクト B と称する）においても書面による協議申し入れに対して 1 年以上具体的な回答がないままに工事が進行したが、請負者が図-2. の約款各条項に基づくものとして改めて追加費用請求の協議申し入れを行ったところ、図-2. のケース 1 のプロセスで協議が進行し、協議期間内に発注者と請負者は合意に達した

プロジェクト A に述べたような発注者側の認識は論外であるが、先に述べた設計変更ガイドライン²⁾において書面主義の徹底を改めて述べる必要があったことを示すものであるともいえる。一方、プロジェクト B は発注者側の契約に対する意識も比較的高かったこともあって最終的には契約約款に則った協議が行われた。このように実態はプロジェクト毎に異なっているが、プロジェクト B においても約 1 年間協議が具体的に進行しなかったことからみて、我が国では基本的には発注者、請負者ともに“契約に基づく業務遂行”といった意識は薄く、「曖昧な責任関係による片務性」が存在していると考えられる。

(2) 甲乙協議プロセスの課題

「曖昧な責任関係」をもう少し詳細に分析すると、

- ① 契約図書そのものに“契約条件の明確化”がなされていないため、責任関係が曖昧となる
- ② “契約に基づく業務遂行”の意識が薄いため、契約図書における“契約条件の明確化”のレベルによらず、責任と権利といった責任関係が曖昧にされたまま業務が進行する

といった 2 つの要素があるものと考えられ、現実にはこれらの両方によって片務性が発生しているものと考えられる。上記②は意識の問題であるため、先に述べた設計変更ガイドライン²⁾などの周知徹底によって解決の方向へ向かうものと考えられるが、問題は①で示した“契約条件の明確化”である。これ

は意識の問題だけではなくマネジメント技術の問題も関係すると考えられる。

先に述べた設計変更ガイドライン²⁾においても「当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更『協議』にあたる」といった記述や、国土交通省大臣官房技術調査課長から各地方整備局企画部長宛ての通達「条件明示について（国近整技管第 279 号 平成 14 年 3 月 29 日）」を引用して“契約条件の明確化”を促している。しかしながら、施工計画書、工事費内訳書および工程表を契約条件として取り扱うことにまでは踏み込まれていない。

追加費用請求基盤において「請求コストと時間に関する定量的実証」⁹⁾は最も重要なものである。これを行うためには施工計画書、工事費内訳書および工程表といった管理基準書類の内容を初期値とし、契約条件の変更によって変化した生産性・時間・コストをデータに基づき分析するというプロセスが不可欠である。

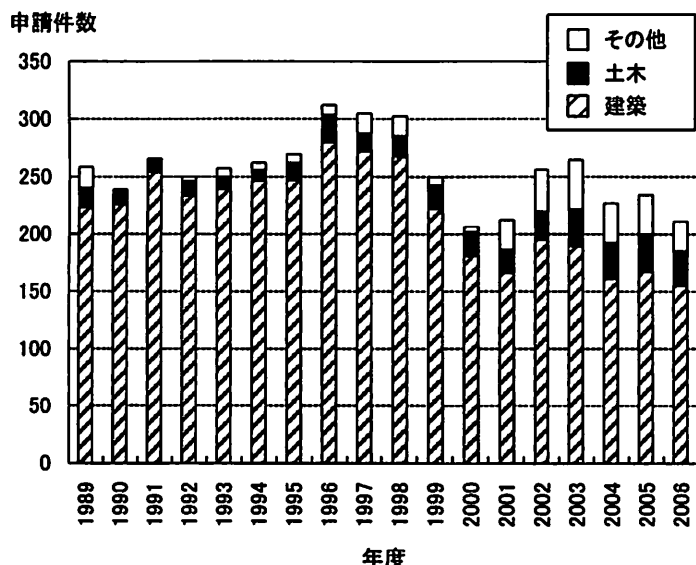
よって、“契約条件の明確化”を具体的化するには、定量的実証分析の初期値となる施工計画書、工事費内訳書および工程表といった管理基準書類を契約条件として取り扱うことが必要であると考えられる。同時に、発注者、請負者共に“事実を証明”するための証拠書類等の保全・整理機能や、事象の定量的分析機能等からなる契約管理システムの充実が求められることとなる。

4. 紛争解決プロセスの現状と課題

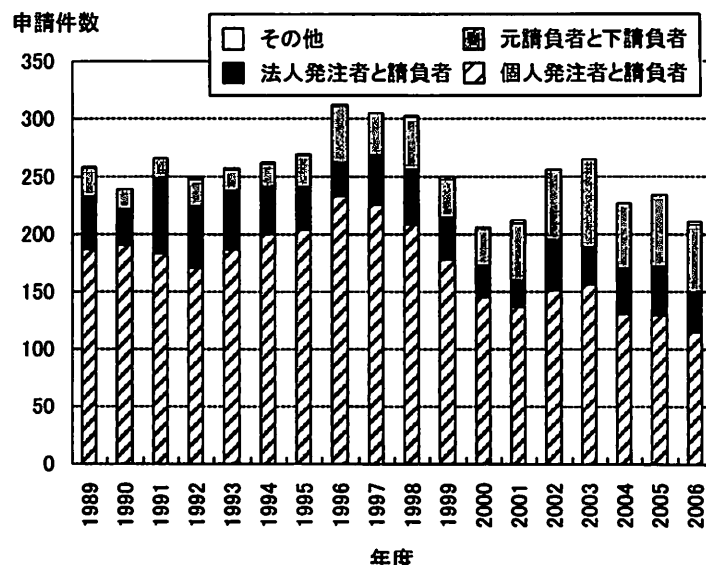
(1) 紛争解決プロセスと建設工事紛争審査会

a) 建設工事紛争審査会の機能とその重要性

甲乙協議にて発注者と請負者が合意に達しなかった場合はあっせん又は調停、および仲裁といった紛争解決プロセスへ移行する。このプロセスにおいては第三者である建設工事紛争審査会委員が契約内容や甲乙協議のプロセスを確認しつつ紛争解決が図られることになる。よって、甲乙協議においては紛争解決プロセスへ移行する場合に第三者の審査があることを意識した資料準備と協議を行うことが必要となってくる。こうして“契約条件の明確化”や“契約に従った業務遂行”が行われるようになり、国民に対する透明性も向上することになると考えられる。



事業種別の紛争審査申請件数



当事者種別の紛争審査申請件数

図-5. 事業種別、当事者種別の紛争審査申請件数（中央+都道府県）¹⁰⁾

問題は、建設工事紛争審査会が十分に機能しているかということである。仮に何らかの理由で十分機能していないとすれば、甲乙協議において第三者の審査があることを念頭に置いた資料準備と協議を行うことの必然性が薄くなり、国民に対する透明性を担保することが困難になる。同時に「曖昧な責任関係による片務性」の解決も難しくなる。

b) 建設工事紛争審査会の活動状況

図-5. は中央および都道府県建設工事紛争審査会における事業種別、当事者種別の紛争審査申請件数を示すものである。1989年から2006年までの合計は4,569件で年平均では254件となる。事業種別にみた場合、建築工事は年平均217件（86%）、土木工事は20件（8%）となっている。また、当事者種別でみると、住宅等の小規模な工事と推測される「個人発注者と請負者」は年平均173件（68%）、「法人発注者と請負者」は41件（16%）、「元請負者と下請負者」は39件（15%）となっている。なお「元請負者と下請負者」の申請件数は2001年から2006年にかけて50件～75件で推移しており、建設コストの削減による下請けへの締め付けが厳しくなっていることが伺える。

建設工事紛争審査会の主たる審査対象は、年平均173件（68%）の申請がなされた「個人発注者と請負者」間の紛争審査であることがこのデータから読み取れる。つまり、建設工事紛争審査会の審査は住宅等の小規模な工事を主対象としており、土木工事を

中心とした公共工事は主たる紛争審査の対象とはなっていないものと考えられる。

住宅等の小規模な工事を多く含む建築工事と、公共工事を中心とした比較的規模の大きい土木工事の紛争審査件数を単純比較することは難しいが、土木工事の年平均20件という数字は、先に引用したアンケート⁹⁾結果「工期延伸・追加費用請求に対する納得度の質問に対し、80%以上のプロジェクトで納得したと答えたのは建設企業職員の18%、発注機関職員の71%と大きな認識の差がみられる」という現状を反映しているとはいえないほど少ないように感じられる。

ただ、2003年から2006年にかけては土木工事の紛争審査申請件数は31～32件で推移するなど増加傾向がみられる。第1章(3)で述べた社会的背景も併せて考えると、紛争審査に対する潜在的な需要は増えているものと考えられる。問題は、建設工事紛争審査会が今後増加するであろう公共工事における紛争審査に対して十分機能する組織であるかどうかであるといえる。

(2) 建設工事紛争審査会の現状と課題

本研究では建設工事紛争審査会が公共工事における紛争審査に対して十分機能する組織であるかどうかを確認するため、各紛争審査会の事務局所在地や委員の所属・経歴等について調査を実施した。調査概要は下記のとおりである。

対象：中央および47都道府県の建設工事紛争審査会

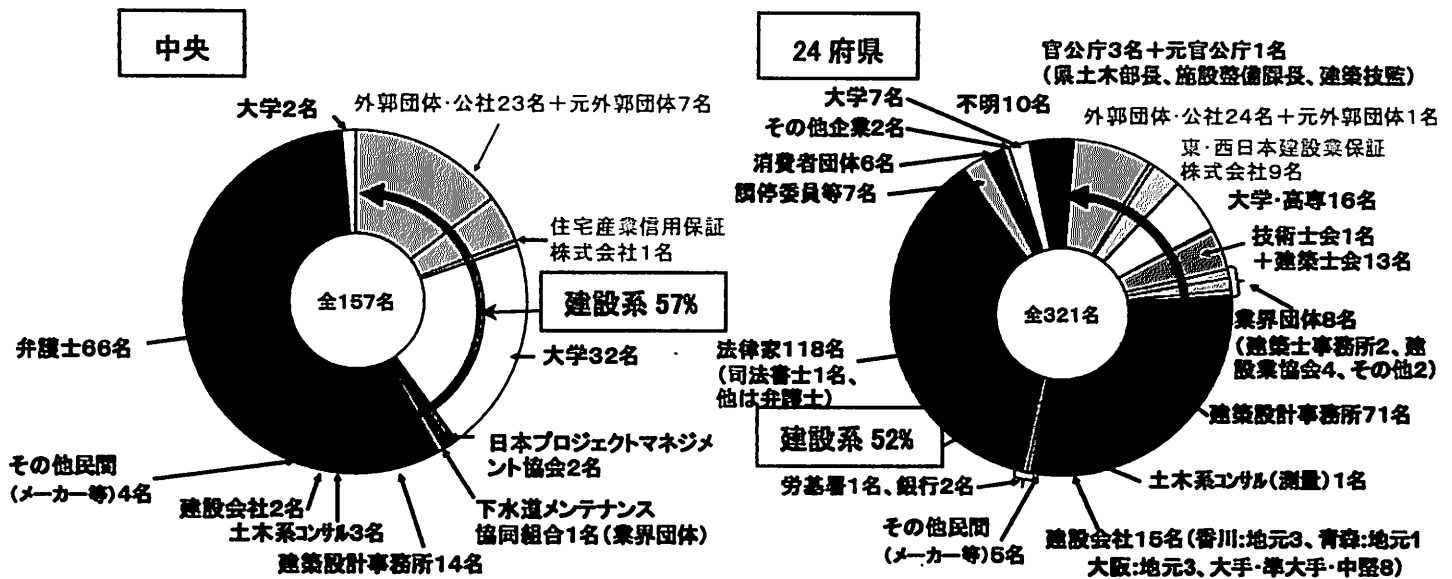


図-6. 中央および24府県の建設工事紛争審査会委員の属性分類

調査時期: 2008年9月～2009年2月

調査内容: 各審査会事務局所在地

委員の所属・経歴・専門分野など

調査方法: Web等の公開情報、電話等による問合せ

判明数: 全審査会の事務局所在地 (48か所) および

中央建設工事紛争審査会委員の所属等 (157名)

24府県の紛争審査会委員の所属等 (321名)

a) 建設工事紛争審査会事務局の設置場所

全ての建設工事紛争審査会の事務局は、国交省及び各府県の土木部、県土整備部等の機関の中に設置されている。これらの機関は、公共工事の場合は当事者として位置づけられる存在である。民間対民間、あるいは元請負者対下請負者間の紛争審査では機能するものの、公共発注機関対民間企業の紛争審査において適正な審査ができるのかという疑問が残る。建設工事紛争審査会は発注組織ではなく行政組織として位置付けられており、中立性は確保されているという見解もあるが、公的発注組織との紛争問題を抱えた民間企業にとって、この論理は説得力を持つものとは考えにくい。先に紛争審査申請件数のデータから、“土木工事を中心とした公共工事は主たる紛争審査の対象となっていない”と述べたが、このことから同様の問題を見出すことができる。

b) 建設工事紛争審査会委員の所属先

図-6. は中央および24都道府県の建設工事紛争審査会委員の属性分類を示したものである。左側の図が中央建設工事紛争審査会 (以下「中央」と略)、右側の図が24府県の建設工事紛争審査会 (以下「24

府県」と略) の属性を示すものである。属性として最も多いのは法律家であるが、我が国の弁護士は一般的に建設技術や建設契約に対する知識に乏しいのが現状である。

建設系業務に携わる委員の属性をみると、中央の建設系委員89名の主な属性は外郭団体・公社関係者、大学教授、建築設計事務所といったところであり、建設コンサルタントや建設企業に所属する委員が極めて少ない。

24府県の建設系委員168名の主な属性は外郭団体・公社関係者、東・西日本建設業保証株式会社、高専・大学教授、技術者・業界団体、建築設計事務所、建設企業といったところである。官公庁関係 (4名) のうち、現役で所属先組織に勤務する委員は施設整備課長、建築技監といった役職であった。また、建築設計事務所に所属する委員の数に比べて建設コンサルタントに所属する委員は極めて少ない。

また、委員となっている大学教員の専門分野を調査した結果、下記のような状況であり、建設マネジメント、建設契約といった分野を専門とする委員を見出すことはできなかった。

- 中央・・・不動産学、家政学、建築環境、建築設備
建築法規、建築材料、建築構法、建築構造
建築計画、電気設備、土質力学
土質基礎構造、コンクリート、地震工学
 - 24府県・・・家政学、法哲学、法学、建築環境
建築設備、建築法規、建築材料、土質力学
- これらの調査結果をまとめると、我が国の建設工

事紛争審査会は下記のような状態にあるといえる。

- 事務局は公的発注機関の内部に設置されている
- 主な委員は下記のような属性である
 - ・官庁・外郭団体技術者
 - ・建設マネジメントや建設契約の専門でない大学教授
 - ・一級建築士 ・弁護士 ・消費者団体
- 建設企業や土木系コンサルタントからの委員は少ない

こういった実態をみると公共工事における紛争審査機関としては下記の課題を挙げることができる。

- 公共機関である紛争審査会が、公共工事において適切な審査が行えるのか
- 建設プロジェクトや建設技術に対する知識のある委員が少数であり、適切な審査が行えるのか
- 委員の建設プロジェクトや建設技術に対する知識が必要ではないか

(3) 海外の仲裁組織

我が国との比較対象として、米国の仲裁組織であるAAA (American Arbitration Association)

Construction Mediation Panel：米国仲裁協会 建設調停委員の属性を表-2. に示す。我が国で少人数だったゼネコン、コンサルタント、サブコン、デベロッパーといった属性をもつ委員が23% (83名) と数多く見られる。最も多いのは弁護士 (74%, 263名) であるが、米国においては技術的なバックグラウンドをもつ弁護士は日本ほど稀な存在ではなく、建設契約と建設技術の知識を持つ人々が仲裁人となっている。

5. 結論

第1章(2)で述べたように、我が国の建設産業では「曖昧な責任関係による片務性」が発生しており、これは建設産業の不透明性と一体の関係にある。そして、第1章(3)で述べた市場環境、社会情勢の変化から、現在、受発注者は共に片務性の問題に対して問題意識を抱き、問題解決の意思を見せている。問題解決の方向性は“契約条件の明確化”や“契約に従った業務遂行”であり、これは建設産業の透明性向上に寄与するものと考えられる。よって、本研究ではこれを実現するための基盤となる契約約款、甲乙協議のプロセス、および紛争解決プロセスについての分析を行った。

表-2. 米国仲裁協会の建設調停委員の所属先

職種	人数
Attorneys(弁護士)	263
General Contractors(ゼネコン)	21
Architects(建築士)	12
Engineers(エンジニア)	46
Subcontractors(サブコン)	7
Developers(デベロッパー)	9
Surety(保証会社)	31
Total(合計)※重複があるため一致せず	357
Female(女性)	20(5.6%)

出典:NCDRC 2008 Midyear Meeting Summary - May 7, 2008

AIA Headquarters, Washington DC

第2章では契約約款に記載されている甲乙協議のプロセスにつき契約約款の各条項から整理を行った。

第3章では現在の甲乙協議プロセスの実態と課題を示した。現在の甲乙協議プロセスにおいては、“契約条件の明確化”や“契約に従った業務遂行”が十分であるとはいえず、これを実現するには甲乙協議の協議基盤を整備することが必要である。

第4章では紛争解決プロセスの現状と課題を示した。紛争解決プロセスが具体的に機能することで、その前段階の甲乙協議プロセスも必然的に充実してくるものと考えられる。このことが国民に対する透明性を向上させることにもなる。問題は、建設工事紛争審査会が公共工事の紛争解決に十分に機能しているかということであるが、現状では取扱い件数、中立性、委員の構成や専門性といった点で課題が残されており、仲裁制度の見直し、中立性の強化といった施策が必要と考えられる。

これらを踏まえると、「曖昧な責任関係による片務性」および建設産業の透明性向上の観点から下記の施策が必要になると考えられる。

- 甲乙協議の協議基盤として、施工計画書・工程表・工事費内訳書の連携及び提出を求め、これらを契約条件として位置づける
- 紛争審査会を発注者組織から切り離し、中立性を確保する
- 仲裁人の能力向上策としての教育プログラムの構築 (官庁・企業と大学の連携)

これらの施策により、公共工事においても紛争解決プロセスが十分機能し、その前段階の甲乙協議プ

ロセスも“契約条件の明確化”や“契約に従った業務遂行”といった観点から充実してくるものと考えられる。同時に「曖昧な責任関係による片務性」や、建設産業の不透明性といった問題が解決へ向けて動き出すことが期待できると考えられる。

【参考文献】

- 1) 「脱『請け負け』の勝算」, 日経コンストラクション No. 285, 2001. 8
- 2) 国土交通省近畿地方整備局: 「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」2008. 5
- 3) 中央建設業審議会第 6 回ワーキンググループ会議資料「11. 発注者・受注者間の片務性の存在」
<http://www.mlit.go.jp/singikai/kensetsugyou/wg/070221/kaigishiryoku.html> (2009.5.9 アクセス)
- 4) 五艘隆志, 濱田成一, 日浦裕志, 草柳俊二「我が国の公共工事における品質管理システムの問題点と改善策策定に関する研究」土木学会建設マネジメント論文集 Vol. 15, pp. 191-205, 2008
- 5) たとえば, 菅原三朗: 「東北建設業協会ブロック会議」秋建時報(1163 号), (社)秋田県建設業協会, 2007. 11. 1
- 6) 四宮和夫: 「民法総則」, 弘文堂, p30, 1986
- 7) 佐久間毅: 「民法の基礎 1 総則」, 有斐閣, p436, 2008
- 8) ダム技術センター, 特定非営利活動法人高知社会基盤システム研究センター, 高知工科大学社会システム研究センター: 「日本型土木工事における CM 契約約款に関する研究」2007. 3
- 9) 五艘隆志, 草柳俊二, 角崎由貴子, 吉永光太郎: 「我が国の建設産業の国際競争力向上の具体策に関する研究」土木学会建設マネジメント論文集 Vol. 15, 2008 pp. 249-260,
- 10) 建設工事紛争審査会ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/funcho/funcho.htm> (2009.3.3 アクセス)

A study on dispute resolution procedure of Japanese public works

Takashi GOSO, Seiichi HAMADA and Shunji KUSAYANAGI

Japanese arbitration/mediation organization is called “The Central/Prefectural Committee for Adjustment of Construction work Disputes (CACD)”. From the viewpoint of arbitration/mediation for public works, some problems of CACD were found out. These problems are neutrality of CACD and specialty of arbitrators/mediators. To develop function of arbitration/mediation for public works, CACD should be separated from public project execution organizations, and education program for arbitrators/mediators should be established. If arbitration/mediation organizations work active, condition of contract will become clear, and business procedure will follow clauses of contract. To realize such condition, Construction method statement, Schedule diagram and Cost breakdown should be a part of tender documents and to give them contractual binding force. By these countermeasures, unilateral problem between owner and contractor and transparency problem of construction industry is thought to be settled.